

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 ク 年 二 月 12 日

申請者 フリガナ 称 姓又は名称 株式会社 カナン
 住所 大阪府羽曳野市藏之内19-4
 代表者氏名 フリガナ 大代表取締役 高沼 明宏
 電話番号 072-958-5461
 FAX番号 072-958-5462
 メールアドレス disco45@zeus.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 ク 年 二 月 12 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 カナソ

住 所 大阪府羽曳野市藏之内 19-4

代表者氏名 代表取締役 高沼明宏

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 高沼明宏	
取締役 高沼宏弥	
事業の範囲	管工事業・水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 カ ナ ン
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 583-0863 住所 大阪府羽曳野市蕨之内 19-4 電話番号 072-958-5461 FAX番号 072-958-5462 メールアドレス disco45@zeus.eonet.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
三 島 良 文	* 第227642号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係

機械器具調書

令和7年2月12日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切りのこ パイプカッター 電気サンダー 電気のこ	固定式鋸弦 $\phi 50 \sim 200$ 電動式 電動式	2 3 3 2	
管の加工用の機械器具	ヤスリ パイプねじ切り機	200平型 半丸型	3 2	
接合用の機械器具	パイプレンチ プライヤー ラチェットレンチ スパナ トーチランプ	300mm 250 8mm～36mm 8mm～36mm ガスボンベ式	3 3 5 5 2	
水圧テストポンプ	手動テラスター	最大圧20kg	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、

「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7 年 2 月 12 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 カナン

住 所 大阪府羽曳野市藏之内 19-4

代表者氏名 代表取締役 高沼明宏

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府羽曳野市藏之内 19番4号
株式会社カナン

会社法人等番号	1201-01-035096	
商 号	株式会社カナン	
本 店	<u>大阪府富田林市南旭ヶ丘町 17番29号</u>	
	大阪府羽曳野市藏之内 19番4号	平成23年 8月 4日移転
		平成23年 8月 8日登記
公告をする方法	官報に掲載してする方法により行う。	
会社成立の年月日	平成21年3月18日	
目的	1. 建築工事、土木工事、大工工事、左官工事、及び・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事及び消防施設工事の請負及び施工並びに建築物の設計及び工事監理 2. 給排水装置設備工事業 3. 建設資材の販売 4. 建設機械の販売及びリース業 5. 産業廃棄物収集運搬業 6. 産業廃棄物処理業 7. 測量業 8. 不動産の販売、賃貸、管理及びその代理並びに仲介業 9. 一般貨物自動車運送業 10. 宅地建物取引業 1.1. エステティックサロンの経営 1.2. 飲食店の経営 1.3. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業 1.4. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業 1.5. コンピューターシステムの設計、開発、製造販売及び輸出入 1.6. インターネットを利用した情報提供サービス 1.7. 貴金属、宝石の売買並びに輸出入 1.8. 前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	1万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>100</u> 株	

大阪府羽曳野市藏之内 19番4号
株式会社カナン

	発行済株式の総数 200株	令和5年3月13日変更 ----- 令和5年3月15日登記
資本金の額	金500万円	
	金1000万円	令和5年3月13日変更 ----- 令和5年3月15日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡により取得するには株主総会の承認を得なければならない。	
役員に関する事項	取締役 高沼明宏 取締役 高沼宏弥	令和1年5月24日重任 ----- 令和2年11月18日登記 令和5年3月13日就任 ----- 令和5年3月15日登記
	大阪府富田林市南旭ヶ丘町17番29号 代表取締役 高沼明宏	令和1年5月24日重任 ----- 令和2年11月18日登記
登記記録に関する事項	設立	平成21年3月18日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和7年2月12日

大阪法務局富田林支局

登記官

下田和隆仁



株式会社カナン 定款

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社カナンと称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事、土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事及び消防施設工事の請負及び施工並びに建築物の設計及び工事監理
2. 給排水装置設備事業
3. 建設資材の販売
4. 建設機械の販売及びリース業
5. 産業廃棄物収集運搬業
6. 産業廃棄物処理業
7. 測量業
8. 不動産の販売、賃貸、管理及びその代理並びに仲介業
9. 一般貨物自動車運送業
10. 宅地建物取引業
11. エステティックサロンの経営
12. 飲食店の経営
13. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業
14. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業
15. コンピューターシステムの設計、開発、製造販売及び輸出入
16. インターネットを利用した情報提供サービス
17. 貴金属、宝石の売買並びに輸出入
18. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪府羽曳野市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載してする方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社が発行することができる株式の総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当会社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡により取得するには株主総会の承認を得なければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第 8 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

- ① 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当会社に記載又は記録するよう請求すべきことを命じた確定判決を提出して請求するとき
- ② 株式取得者が上記①の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提出して請求するとき
- ③ 株式取得者が取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人であって、これを証する書面を提出して請求するとき
- ④ その他、会社法施行規則22条1項各号に定めるとき

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第 12 条 当会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。
- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使すべき者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

第 3 章 株主総会

(招 集)

- 第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、隨時必要に応じて招集する。
- 2 株主総会を招集するには、会日より 3 日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。
- 3 前項の招集通知は、書面ですることを要しない。

(議 長)

- 第 14 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。
- 2 社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主から議長を選出する。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

(総会議事録)

- 第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他会社法施行規則 72 条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

- 第 17 条 当会社には、取締役 1 名以上を置く。

(取締役の選任の方法)

第 18 条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については累積投票の方法によらない。

(取締役の資格)

第 19 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する最終の事業年度に関する定期株主総会の終結時までとする。

2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 21 条 取締役が 2 名以上となった場合は、取締役の互選により代表取締役 1 名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2 当会社に置く取締役が 1 名の時は、その取締役を社長とする。

3 社長は当会社を代表する。

(取締役に対する報酬等)

第 22 条 取締役に対する報酬等は、株主総会の議決をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年の 2 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 24 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第 25 条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 26 条 当会社の設立時発行株式の数は 100 株とし、その発行価額は 1 株につき 5 万円とする。

(最初の事業年度)

第 27 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成 22 年 2 月末日までとする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額及び資本金)

第 28 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金 500 万円とする。
2 当会社の設立時資本金は金 500 万円とする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第 29 条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。
設立時取締役 高沼 明宏
設立時代表取締役
大阪府富田林市南旭ヶ丘町 17 番 29 号
高沼 明宏

(発起人の氏名、住所、割当を受けた株式数及びその払込金額等)

第 30 条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額等は、次のとおりである。
大阪府富田林市南旭ヶ丘町 17 番 29 号
高沼 明宏 100 株 金 500 万円

(法令の準拠)

第 31 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

これは、現行の定款に相違ありません。

令和 7 年 2 月 10 日

株式会社カナン

代表取締役 高沼 明宏



第二二七六四二号

給水装置工事支給者免状

本籍 大阪府

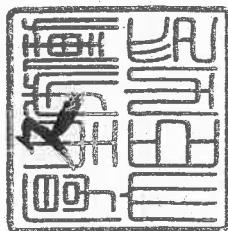
氏名 二島 良文

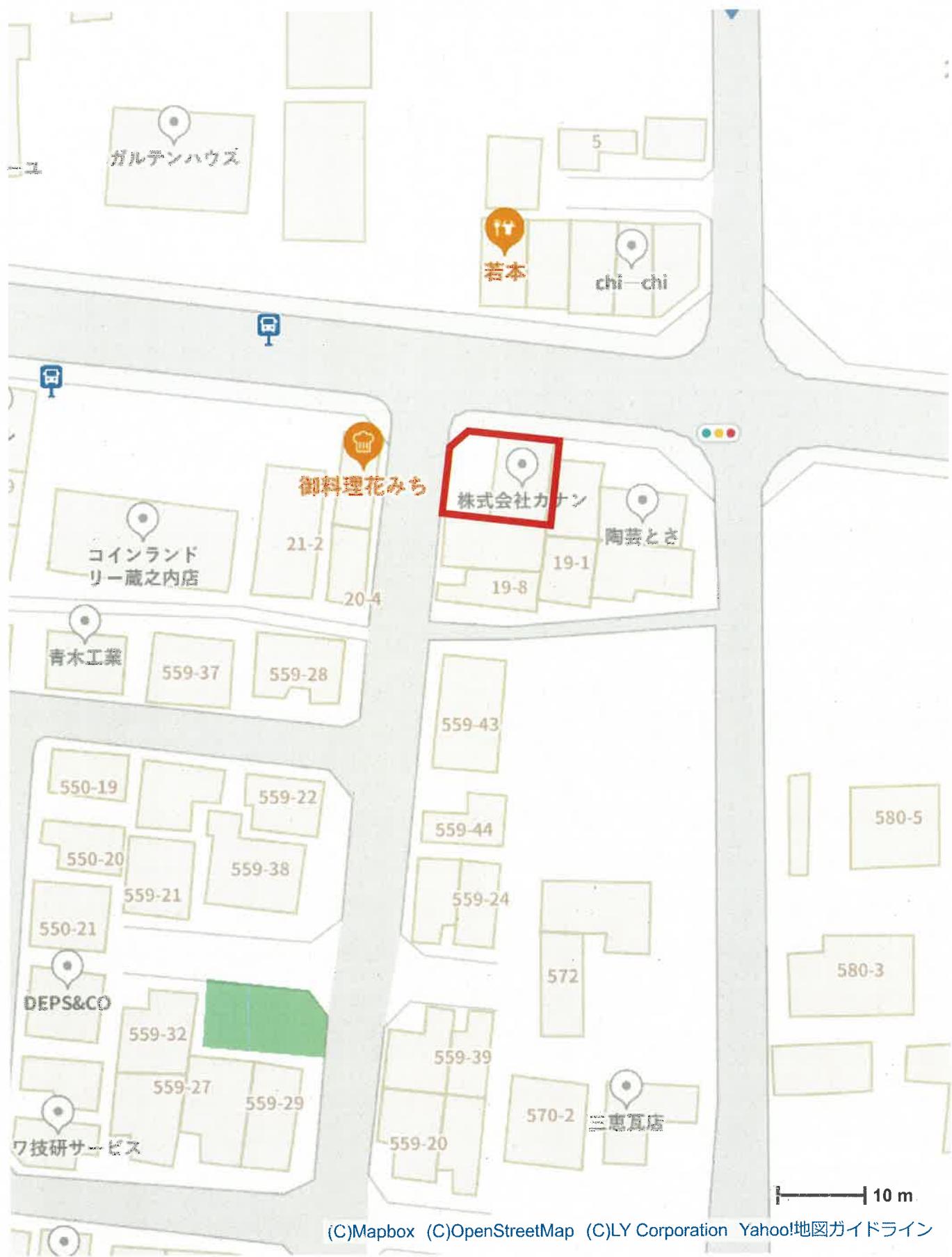
昭和四十年二月十九日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

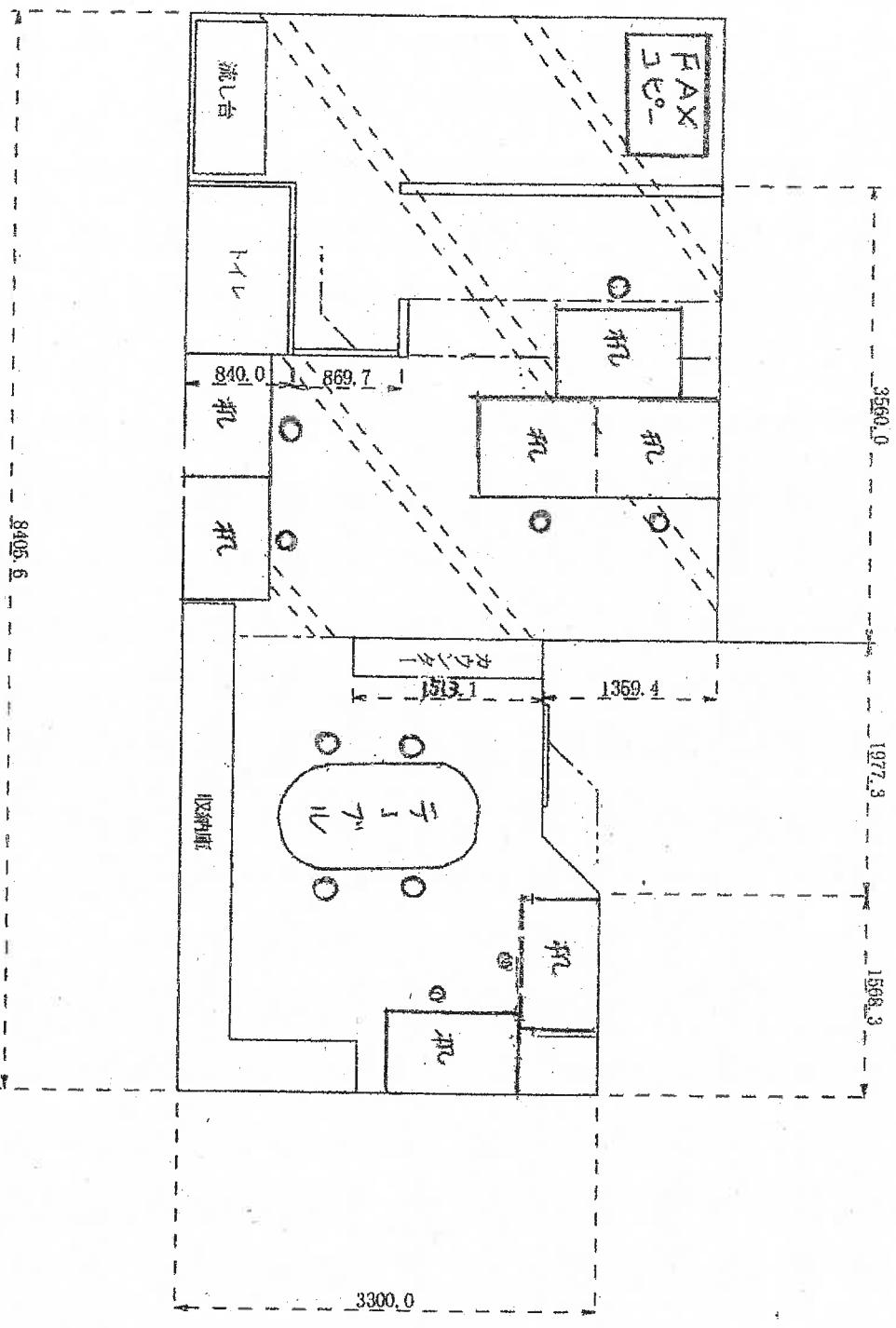
平成十七年一月十四日

厚生労働大臣 尾辺秀

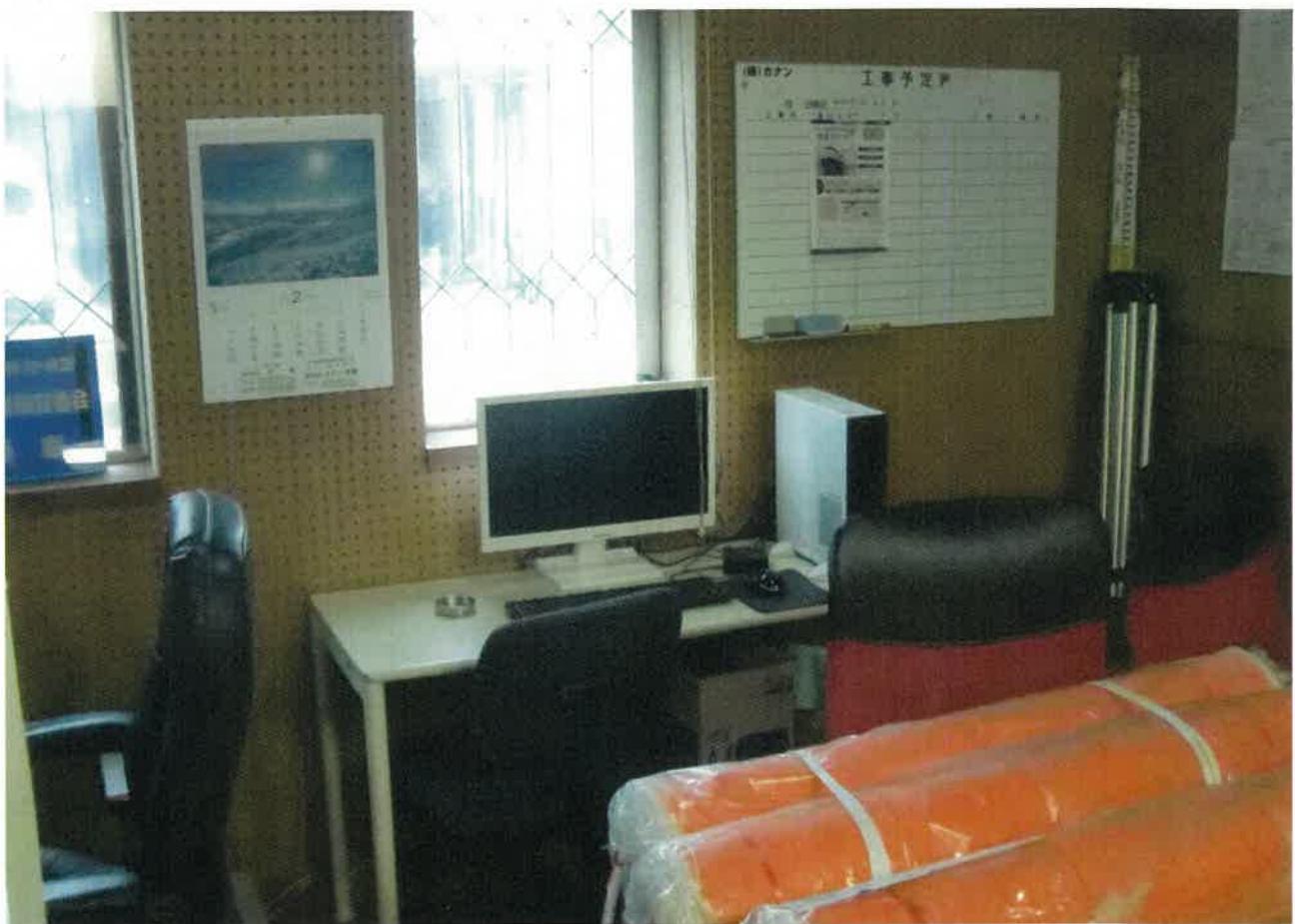




圖面の所業業







指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 12 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 株式会社 カナン

住所 大阪府羽曳野市蔵之内19-4

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク
タカラスマアキヒロ
代表取締役 高沼 明宏

電話番号 072-958-5461

FAX番号 072-958-5462

メールアドレス disco45@zeus.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和7年2月12日

届出者

氏名又は名称 株式会社 カナシ
住 所 大阪府羽曳野市蔵之内19-4
代表者氏名 代表取締役 高沼明宏

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 カナシ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ミシマヨシブミ 三島良文	第227642号	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第一二七六四二号

給水装置事業者免状
給水装置事業者免状

本籍 大阪府

氏名 三島良文

昭和四十年二月十九日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事業者
技術者免状を交付する。

平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辺秀

